

令和2年度 第9回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和3年2月1日(月) 午後2時00分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合会議室及び Zoom(Web 会議システム)

第1号議案 旧規則機の撤去未履行が確認されたホールの通知に関する件

全日遊連(⇒中古機流通協議会)から全商協を通じ、旧規則機の「撤去の未履行が確認されたホールの通知について」が、中古機流通協議会の構成団体及び組合員に限らせて頂く文書が発出(全商協発第234号・第238号)された。

永山委員長は、本日の委員会開催前に全商協佐々木機械流通委員長(東日本遊商)に、参考までホールからの依頼で移動申請を行う準備をしていたが、そのホールが該当した場合、移動申請は可能か否かについて伺った。

佐々木委員長より、リストが開示される前にQRを読み込んでいる場合は、申請を「可」とするとの回答があった報告がなされた。については、東日本遊商と同様、開示された日を含め開示日以前にQRを読み込んで書類申請を準備していた場合、申請を受付けるか否かが諮られ、東日本遊商管轄ホールと取り引きを行っている販社があることを鑑み、「受付ける」とすることが了承された。

また、開示されたホールが、当該遊技機を撤去したか否かについては、我々が関与することではなく、誓約確認機関が設置の有無を確認し、全日遊連から結果報告を中古機流通協議会へ行い、中古機流通協議会が全商協へ通知し、各地区遊商において確認証紙発給停止の措置を講ずることとなる。

なお、旧規則機の撤去の未履行が確認されたホールの通知について、全商協発第234号・第238号分から、クラウド型共有ファイルシステム「サイボウズ掲示板」に掲載することも併せて了承された。

参考まで、令和2年10月5日に中古機流通協議会平岡委員長より構成団体宛に発出された「21世紀会決議に対する違反行為について中古機流通協議会が行う措置」の文書(令和2年10月6日付東北遊商発第125号)の概要は下記にとおり。

- 告知日 令和2年10月5日
- 経過期間により運用開始日を令和2年10月19日付とする。

≪違反行為に対する措置の内容(概要)≫

①	「誓約書」未提出ホール ・10月18日迄に誓約書の提出がない場合は、10月19日から確認証紙の発給を留保する。 ・10月19日以降の誓約書提出については、誓約書を提出した日より120日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
②	「高射幸性回胴式遊技機」未撤去ホール ・10月19日以降に設置が確認された場合、即日確認証紙の発給を留保する。

	・高射幸性回胴式遊技機の撤去を確認した日より 120 日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
③	「高射幸性回胴式遊技機以外の遊技機」の撤去期限に違反した場合 ・違反行為を確認した日より、確認証紙の発給を留保する。 ・該当する遊技機の撤去を確認した日より 60 日間の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。
④	新たな違反行為を確認した場合 ・確認証紙の発給停止期間終了後、新たに上記①～③の確認証紙の発給停止措置を講ずることができる。

第 2 号議案 新規取扱主任者講習会に関する件

- 12 月度講習会へ 1 社 1 名の希望があり、柳委員講師の基に開催し合格とされた。
- 1 月度講習会への希望は「0 なし」。
- 2 月度講習会への希望があった際は、ローテーション「最上委員」講師の基執り行う。

令和 2 年度「新規」取扱主任者講習会

2021/2/1 現在

No.	開催日	開催場所	講 師	販社数	受講者数	合格者数	不合格者数
1	4 月 7 日	東北遊商会議室	柳・最上	2	2	2	-
2	9 月 16 日	東北遊商会議室	大久保・柳・最上	3	4	4	-
3	10 月 15 日	東北遊商会議室	最上	1	1	1	
4	11 月 25 日	東北遊商会議室	大久保	1	1	1	
5	12 月 15 日	東北遊商会議室	柳	1	1	1	
					9		

以上